特 記 仕 様 書

業　　務　　名　　令和８年度亜熱帯樹木魅力向上業務委託
履 行 場 所　　旭ヶ丘公園
履 行 期 間　　着手の日から令和９年３月５日

（適用）
第１条　　本仕様書は那覇市が発注する「令和８年度亜熱帯樹木魅力向上業務委託」に適用する。

（作業内容）
第２条　本業務は、以下の作業を行うものとする。
①旭ヶ丘公園の景観・美観の形成を整えるため、樹木の剪定・撤去等を行う。
②旭ヶ丘公園の利用促進のために案内看板及び樹木看板を設置する。
②の業務については別紙１の業務詳細に準ずることとする。

（業務の着手と工程表）
第３条　　本業務の受注者は契約後、履行期間である着手日に着手届、契約締結後 14 日以内に業務工程表を提出しなければならない。

（現場代理人及び主任技術者）
第４条
（１）現場代理人は、作業時において現場に常時配置できること。
（２）主任技術者は、次のいずれかの資格を有するものを開札日において配置できること。
・1 級造園施工管理技士　・2 級造園施工管理技士
（３）現場代理人は、主任技術者（監理技術者）を兼ねることができる。
（４）現場代理人及び主任技術者（監理技術者）は、請負者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。
恒常的な雇用関係とは､開札日以前に 3 か月以上の継続した雇用関係にあることをいう。

（担当技術者）
第５条　　受注者は、本業務における「担当技術者」を定め、発注者に通知するものとする。

（打合せ等）
第６条　　業務を適正かつ円滑に実施するため、現場代理人と監督職員は常に密接な連絡を取り、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし､その内容についてはその都度受注者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認しなければならない。

２　　本業務着手時及び設計図書で定める業務の区切りにおいて、現場代理人と監督職員は打合せを行うものとし､その結果について受注者が打合せ記録簿に記録し相互に確認しなければならない。

３　　受注者は作業に際し、作業前及び作業中に不明な点もしくは、指示事項に疑義が生じた場合には、速やかに調査職員と協議しなければならない。

４　　緊急に対処を要する場合には、電話等で報告し指示を受けるものとする。

（業務計画書）
第７条　　受注者は契約後 14 日以内に業務計画書を作成し､調査職員に提出しなければならない。

（関係機関との協議及び調整）

第８条　必要に応じて関係機関との調整及び協議を行うこと。（地域住民、公園ボランティア、その他業務上必要とする関係機関）

２　関係機関等との協議や調整の準備、資料作成及び議事録の作成を行うこと。

（提出資料）

第９条　受注者は契約書に基づく書類のほか、調査職員へ指定期日までに関係書類を提出しなければならない。

(1) 着手届　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・着手日
(2) 現場代理人及び主任技術者届　・・・・・・・・・・・・・・・・・・契約後 7 日以内
（実務経験証明書、雇用関係証明書の添付）
(3) 緊急連絡表　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・契約後 7 日以内
(4) 労働保険証明書　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・契約後 7 日以内
(5) 工程表　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・契約後 14 日以内
(6) 業務計画書　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・契約後 14 日以内
(7) 使用材料承諾願　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・契約後 14 日以内
(8) 完了届　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・完了時
(9) 報告書一式　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・完了時
(10) 引渡書及び請求書　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・完了検査合格後
(11) その他調査職員が必要とするもの

（苦情等への対応）

第 10 条　現場作業の際は、施設管理者や利用者、地域住民とトラブルが生じないよう十分配慮し、また、業務のため第三者の土地に入る場合は身分証明書を携帯の上、関係者の承諾を得て立ち入るものとする。

２　作業中、周辺住民より業務に関する苦情、要望等があったときは丁重に対応し、調査職員に報告するものとする。

３　作業を行うにあたり、歩行者及び車両の通行に支障があり、事故発生のおそれのある箇所については、事故を未然に防止するよう万全の措置を講じるとともに速やかに調査職員にその旨報告するものとする。

４　作業にあたり、地下埋設物及び周辺の工作物等に損害を与えた場合は、速やかに調査職員にその旨報告するとともに受注者が責任をもって対処するものとする。

（成果品）

第 11 条　本業務の成果品は以下のとおりとする。

（１）　業務報告書　：１部
（２）　施工状況写真　：１部
（３）　材料伝票　：１部
（４）　上記成果品の電子データ（CD-ROM 又は DVD-ROM）　：１部
（５）　その他発注者が指示するもの　：必要部数

（関連法令等の遵守）

第 12 条　受注者は、業務等の実施にあたっては、関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。

（業務の完了）

第 13 条　本業務の完了は、提出書類（成果品）及び業務管理状況の検査が合格した時を完了とする。

２　受注者は前項の検査合格後、成果品に疑義が生じた場合または現地確認が必要な場合は速やかに対処しなければならない。

(修補)
第 14 条　受注者は修補の必要があると認められた場合には､速やかにこれを行わなければならない。

(契約の変更と一時中止)
第 15 条　発注者が必要と認めた場合は業務内容の変更､設計業務等の一時中止を命じることがあるが、その場合､受注者は発注者の指示に従わなければならない。

(守秘義務)
第 16 条　受注者は作業により知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。又、本業務に関する成果品はすべて発注者の所有とし、発注者の承諾なしにコピー等又は他人に公表、貸与してはならない。

(疑義)
第 17 条　本業務に際して、本特記仕様書及び図書に定めのない事項、もしくは疑義が生じた場合は発注者、受注者協議のうえ発注者が決定するものとする。

(暴力団員等による不当介入の排除対策)
第 18 条　受注者は、当該業務の施工に当たって「那覇市発注工事における暴力団員等による不当介入の排除手続きに関する合意書（平成 23 年 1 月 12 日）」に基づき、次に掲げる次項を遵守しなければならない。違反したことが判明した場合には、指名停止等の措置を行うなど、厳正に対処するものとする。

2　暴力団員等から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。

3　暴力団員等から不当要求による被害又は業務妨害を受けた場合は､速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。

4　排除対策を講じたにもかかわらず、工期に遅れが生じる恐れがある場合は、速やかに調査員と工程に関する協議を行うこと。

(那覇市暴力団排除条例及び同排除要綱に基づく排除対策)
第 19 条　受注者（落札者）は、暴力団密接関係者を市発注工事等から排除するため、別紙誓約書兼同意書を道路建設課へ提出しなければならない。

2　受注者は、当該工事契約等関連の中で、直接の発注者又は雇用者（以下「直近上位発注者」という。）に対し「１次及び２次下請以下の全ての下請契約者及び日雇労働者は、直近上位発注者に誓約書兼同意書（下請用）を提出しなければならない」旨の義務を課さなければならない。

3　受注者は、直近上位発注者に対し、誓約書兼同意書（下請用）を提出しない者と下請契約等を締結してはならない旨の指導をしなければならない。

4　受注者はその旨、全ての当該工事関連者に周知しなければならない。

【別紙１】

本業務における公園案内サイン(公園案内板及び樹木案内板)の作製にあたっては、「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン（国土交通省，R4.3）」及び「那覇市公共サイン計画（那覇市，H26.3）」及び「那覇市屋外広告物条例（那覇市，R2.3）」を参照すること。

一　公園案内板及び樹木案内板の作製及び設置

(1)　表示デザインの調整

(公園案内板)

・既存データを基に、公園の概要、施設案内、施設配置図、周辺施設の配置図、注意事項を含むデザインを作成・調整すること。

・表記言語は、日本語、英語の二か国語を基本とすること。ただし、ピクトサイン及び注意事項については、中国語（繁体語・簡体語）、韓国語の三か国語を含む五か国語とする。

(樹木案内板)

・公園内および周辺の景観資源、シンボルツリーの特徴、花木の開花時期などの解説を盛り込むこと。

・掲載対象となる樹木の写真撮影を受託者が行うこと。

・利用者が散策しながら自然に触れられる情報を提供すること。

・表記言語は、日本語、英語の二か国語を基本とすること。

・対象となる樹木等の位置を示す案内図を作成すること。

(2)　銘板作製

・板面の大きさは概ね縦 900 ミリメートル、横 1,200 ミリメートル程度のサイズとすること。

・健常者・車椅子利用者のどちらもが見やすいように、床面からサイン表示面の中心までの距離を、1,250 ミリメートル程度とする。

(3)　サイン設置場所

・利用者動線の起点となる場所（出入り口付近等）で目に留まりやすく、かつ他の利用者の通行の妨げとならない場所を選んで調査職員と協議の上設置すること。【別紙 2】

(4)　仕様及び設置方法

[設計風圧力(風荷重)算定条件]

設計にあたっては、以下の法令、告示および数値に基づき構造安全性を確保すること。

・根拠法令:建築基準法施行令第 87 条、平成 12 年建設省告示第 1454 号

・設置場所:沖縄県那覇市(都市計画区域内、海岸線からの距離 50m 以内)

・基準風速(V_0):46m/s(平成 12 年建設省告示第 1454 号第 2 に基づく)

・地表面粗度区分:区分Ⅱ(同告示第 1 第 2 項に基づく)

・平均風速の高さ方向分布係数(E):0.899(同告示第 1 第 1 項および第 3 項に基づく、H≦ 5m 一律適用値)

・設計速度圧(q):1,141.2N/㎡(建築基準法施行令第87条第2項に基づく、q=0.6×E×V₀²)
・風力係数(C):1.2(同告示第5第1項四号「平面板状の工作物」に基づく)
・工作物最高高さ(H):1.5m(盤面下端：地上から0.6m、盤面縦：0.9m)
・盤面寸法(見付面積A):横1.2m×縦0.9m(A=1.08㎡)
・設計風圧力(水平風荷重P):1,479N(1.48kN)

[主要材料および表面処理(防錆・塩害対策)]
当該公園が本市の海岸近接地域であることを考慮し、以下の仕様を厳守すること。【別紙3】
ただし、本仕様と同等以上の構造強度および耐食性(防錆性能)を有することが公的試験データ等により証明できる場合は、調査職員の承諾を得て同等品(高耐食性めっき鋼管等)を使用することができる。

[支柱(主骨組)]
・鋼材はJISG3444(一般構造用炭素鋼鋼管:STK400)外径φ60.5mm、肉厚は3.2mmとする。
・表面処理(めっき加工):
・鋼材は加工後(穴あけ、溶接完了後)、JISH8641(溶融亜鉛めっき)に基づく「HDZ45」(付着量550g/㎡以上)の処理を施すこと。
・パイプ等の密閉箇所がある場合は、めっき液の流入・流出および爆発防止のための空気抜き穴・水抜き穴を適切な位置に設けること。

[額縁(サインフレーム)]
・盤面外周の額縁に用いる接合部・固定具(ビス、リベット類、L字アングル等)は、SUS304相当以上とする。
・異種金属接触腐食(電食)を防止するための絶縁処置を適切に行うこと。

[表示盤面]
・強風による脱落、変形、バタつきを防止するため、本体フレームへの固定は十分な耐力を持つボルト締めまたはリベット留めとし、風圧に対し十分な剛性(厚み)を持つアルミ複合板または同等以上の材質を選定すること。
・盤面表面は、紫外線による退色や汚れの固着を長期にわたり抑制する耐候性・防汚性処理を施すこと。

[基礎工事]
・設計風圧力による転倒、および地盤の許容支持力に対して十分な安全率を見込んだコンクリート基礎を設けること。

[提出書類]
・施工前に、受注者は以下の書類を調査職員に提出し、書面による承諾を得た後に着工すること。
・構造計算書:上記設計風圧力に基づき、支柱の曲げ応力、基礎の転倒(引き抜き)に対する安全性を証明する計算書。(※設置場所の条件「地表面粗度区分Ⅱ」が正しく適用されていること。)

・施工計画書:使用材料証明書、および詳細製品図面(製作図)。
・めっき証明書:めっき加工工場が発行する、JISH8641「HDZ45」を満たしたことを証明する試験成績書または証明書(同等品の場合はその品質証明書)。
・施工写真(段階確認):基礎の掘削深さ、配筋(ある場合)、型枠寸法、アンカーボルトまたは支柱の根入れ状況など、施工後に隠蔽部となる箇所については、必ず黒板等を用いて寸法が確認できる段階写真を撮影し、完成報告書に添付すること。

ニ　樹名板の作製及び設置

(1)　対象樹木

・樹木案内板に掲載対象となったすべての樹木に対し、個別の樹名板を作製し設置すること。

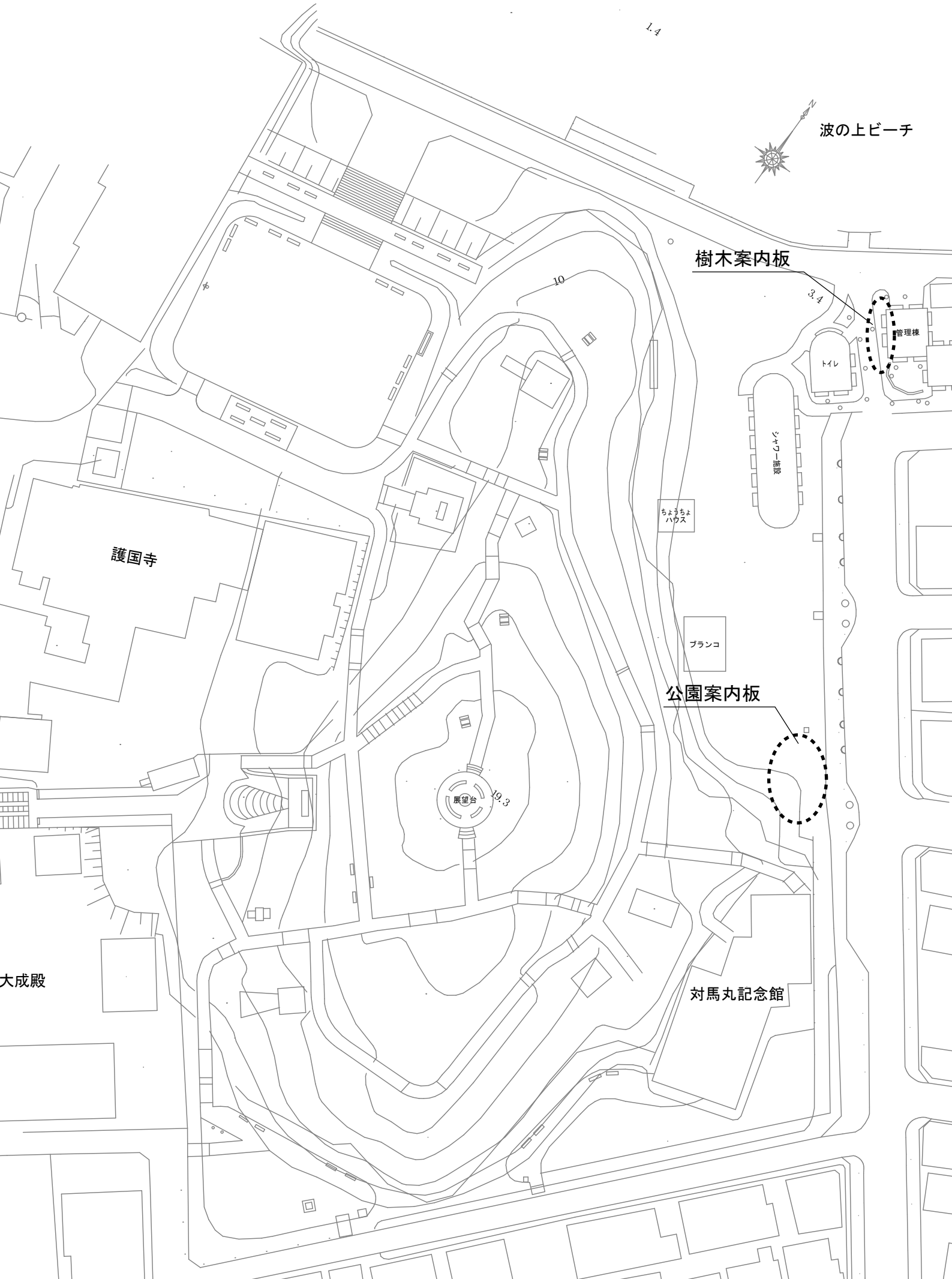
(2)　表示内容及びデザイン

・樹名板には植物名（和名、学名）、科目、簡易な解説等を掲載すること。
・表示デザインについては、「樹名板イメージ」【別紙 4】を基本とし、事前に調査職員の承諾を得ること。

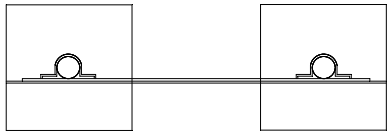
(3)　仕様及び設置方法

・材質は、屋外での長期の耐久性・耐候性に優れた素材を使用すること。・設置にあたっては、設置用のポール・ジョイント等の器具を用いて地上部に設置することを基本とする。ただし、園路からの距離がある場合等、設置場所によっては樹木の生育を妨げないスプリング付きステンレスワイヤー等を用いて樹木に直接固定する方法も併せて検討し、調査職員と協議の上で決定すること。
・利用者からの見やすさを考慮し、地上からの設置高さは、高木・中高木であれば高さ 800 ミリメートル程度、低木や地被類であれば高さ 400～800 ミリメートル程度とする。

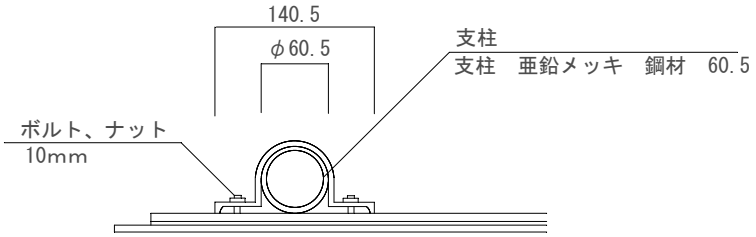
【別紙2】公園案内板および樹木案内板　設置位置



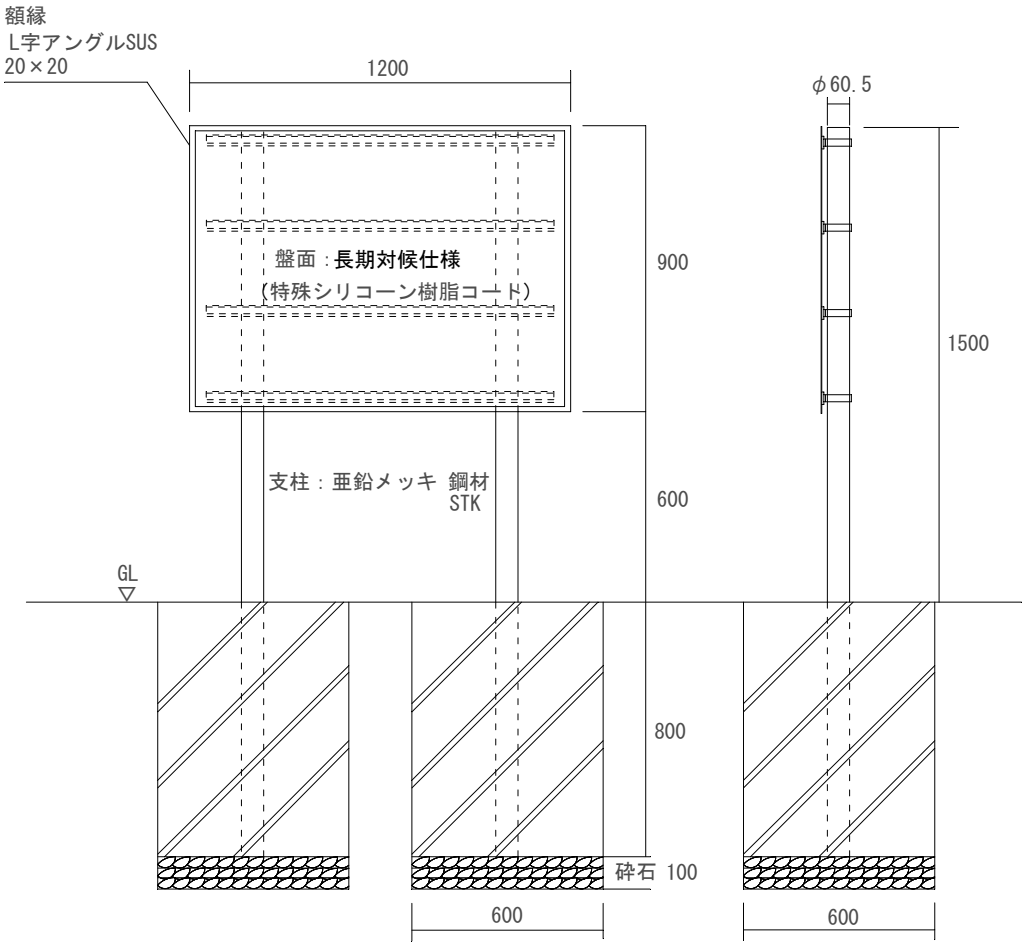
【別紙3】公園案内板および樹木案内板　仕様(参考)



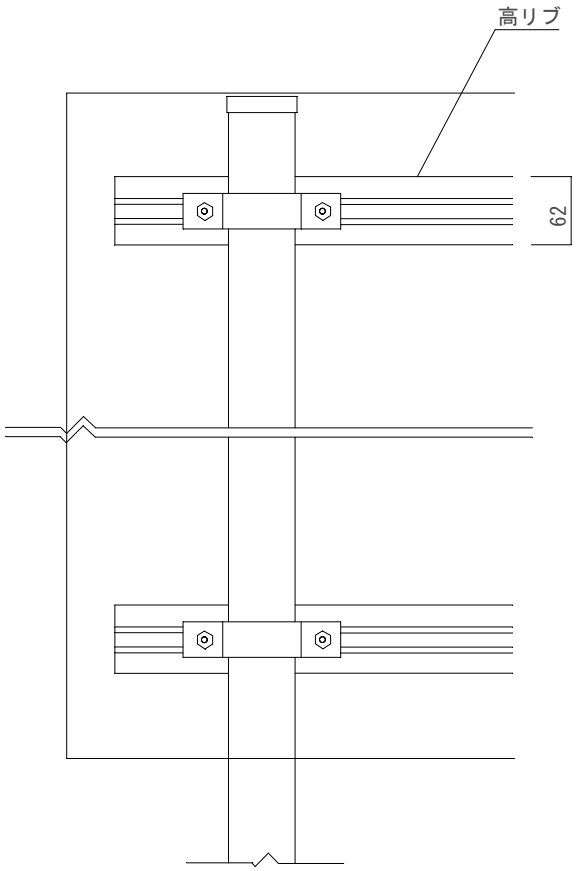
【平面図】



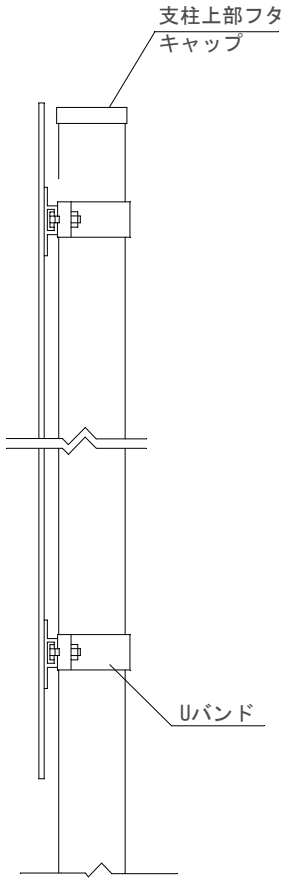
【平面図】



【正面図】　【側面図】



【正面図】



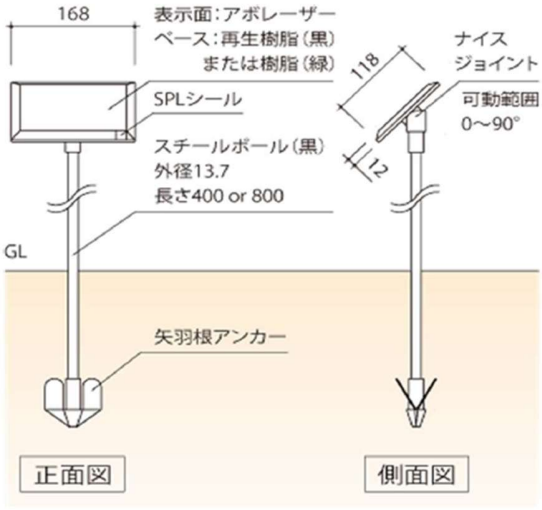
【側面図】

図面番号	図面名称：公園案内板・樹木案内板(参考)	縮尺　1/20・1/5		承認	設計	担当
No.		設計年月日				

【別紙4】樹名版イメージ

●樹名板イメージ

【ポールを使う設置例】



【スプリングを使う設置例】

